

件名	「審査請求人の長女の検視調書及び添付写真等並びに現場から採取した物の鑑定結果が記録された書面」の一部開示決定の件		
開示請求年月日	令和4年11月15日 (同年12月1日受理)	実施機関の決定年月日	令和4年12月16日
実施機関(担当課)	山梨県警察本部	決定内容	一部開示決定
特定した保有個人情報	審査請求人の長女の検視調書等や現場から採取した鑑定結果における次の保有個人情報 ① 審査請求人の長女に係る検視(死体調査)報告 ② 現場の位置、状況等を記載した現場付近見取図、現場見取図及び死体の体位 ③ 死体の外部所見 ④ 現場及び検視時の写真 ⑤ 死体及び所持品の引渡し時に作成する死体及び所持金品引取書		
不開示部分(争いになった部分のみ)	不開示理由		
① 審査請求人の長女に係る検視(死体調査)報告のうち、生前の通院先に照会した通院履歴、実施機関が行った各種検査結果並びにこれらを踏まえた上での死因及び結論等	条例第16条第3号(第三者の個人情報)及び第4号(法人等に関する情報)並びに第5号(公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報)該当 条例第16条第3号(第三者の個人情報)及び第5号(公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報)該当		
② 死体の外部所見のうち、担当の警察職員が死体の外表を調査した際の所見内容及び各種検査結果			
③ 現場及び検視時の写真のうち、実施機関が行った各種検査結果の内容、審査請求人の長女が使用していたスマートフォンの画面を撮影した写真の一部			
審査請求年月日	令和4年12月22日 (同月26日受理)	諮問年月日	令和5年2月15日
答申年月日	令和5年10月17日	摘要	
争点	実施機関が不開示とした審査請求人の長女に係る「検視(死体調査)報告」「外部所見」「現場及び検視時の写真」の一部については、条例第16条第3号所定の不開示情報(開示請求者の個人を特定することはできないが、なお開示請求者以外の個人の利益を害するおそれがあるもの)に該当するか。 同じく不開示とした審査請求人の長女に係る「検視(死体調査)報告」の一部については、条例第16条第4号所定の不開示情報(法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの)に該当するか。 同じく不開示とした審査請求人の長女に係る「検視(死体調査)報告」「外部所見」「現場及び検視時の写真」の一部については、条例第16条第5号所定の不開示情報(公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報)に該当するか。		
審議	1 審議会の結論 山梨県警察本部が令和4年12月16日付け梨捜一検第37号で審査請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定処分については、妥当である。 2 審議会の判断の理由 (1) 各種調査等における検査の種類や結果等 審議会が審査請求人の長女に係る検視(死体調査)報告を確認したところ、不開示部分に		

は、実施機関が死亡に関する事件性の有無を判断するために行った検査の種類や項目、結果などが記載されていた。

これらの検査情報を開示することとなると、実施機関が捜査にあたって必要となる検査が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、これら検査を回避する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの検査情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 審査請求人の長女の生前の通院先の病院から聴取した内容

審議会が審査請求人の長女に係る検視（死体調査）報告を確認したところ、不開示部分には、審査請求人の長女が生前に定期通院していた通院先の医師による所見や具体的な診断内容等が記載されていた。

実施機関は、当該情報を開示しないという条件の下で提供された情報であると主張していることから、これら情報を開示することとなると、実施機関と当該医師との信頼関係が損なわれ、今後において各種協力を得られにくくなるなど、実施機関の今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第4号ロに該当し、不開示が妥当である。

(3) 死体の外部所見

審議会が死体の外部所見の記録書を確認したところ、不開示部分には、記録書に設けられた各項目名及び外部所見により記録された内容の全てが記載されており、当該部分には、実施機関が主張するとおり、捜査上の着眼点や捜査手法等の具体的な内容が記載されているものと認められる。

よって、当該書式に設けられた各項目名やそこに記録された情報が開示されることとなると、捜査においての実施機関の着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、これら着眼点を回避して犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの検査情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 現場で撮影した写真

審議会が、実施機関が現場で撮影した写真を確認したところ、不開示部分には、実施機関が現場で実施した検査及びその結果が分かる部分、審査請求人の長女が使用していたスマートフォンの画面が記録されていた。

このうち、現場で実施した検査及びその結果が分かる部分として不開示とした部分には、審議会を確認したところ、実施機関が主張するとおり、当該部分には、捜査上の着眼点や捜査手法等の具体的な内容が記載されているものと認められる。

これらの情報を開示することとなると、実施機関が捜査にあたって必要となる検査が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、これら検査を回避等する手法を用いて犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの検査情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

また、審査請求人の長女が使用していたスマートフォンの画面を不開示にしていることについては、撮影されたスマートフォンの画面には、通話履歴、ショートメールのメッセージ履歴、LINEアプリのトーク履歴及び審査請求人の長女が第三者と行ったメッセージの内容が表示されていたが、実施機関は、これらの情報を開示することとなると、当該第三者の権利利益を損なうおそれがあること、また、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全

と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

このうち、実施機関が当該第三者の権利利益を損なうおそれがある情報であると主張する点については、対象のスマートフォンは既に審査請求人に返却されており、審査請求人がスマートフォンの操作を行うことで当該情報を知り得ることが可能となることから、条例第16条第3号ただし書イに該当し、当該理由による不開示は妥当ではない。

しかし、実施機関が犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であると主張する点については、撮影したこれらの情報は、スマートフォンで表示できるすべての画面を撮影しているものではなく、実施機関が捜査上必要になると判断した上で画面を厳選して撮影したものであることから、これらの情報を開示することとなると、実施機関による捜査上の着眼点や捜査手法等が特定され、これにより、犯罪を企図等する者が、これらと類似した情報を定期的に削除し、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

(5) 死体所見時に撮影した写真

審議会が、実施機関が死体所見時に撮影した写真を確認したところ、不開示部分には、捜査上の着眼点や捜査手法等の具体的な内容が記載されていると認められた。

これら写真が開示されることとなると、外部所見に記録された内容が判明されることとなり、捜査においての実施機関の着眼点が特定されてしまい、これにより、犯罪を企図等する者が、これら着眼点を回避して犯罪を実行することが可能となってしまうことから、これらの検査情報は、実施機関の捜査に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該不開示部分については、条例第16条第5号に該当し、不開示が妥当である。

(6) 居間南西部を撮影した写真

審査請求人は、アパートの居間の南西隅に大量の乾燥した吐しゃ物があったと主張しているが、実施機関は、同所に吐しゃ物等の痕跡が認められなかったため、検視を行う上で必要となる写真を撮影していないと主張している。

審議会が当審議会事務局職員をして実施機関がアパートの居間にて撮影した写真を全て確認させたところ、アパートの居間の南西隅に大量の乾燥した吐しゃ物が認められる写真は存在しなかった。